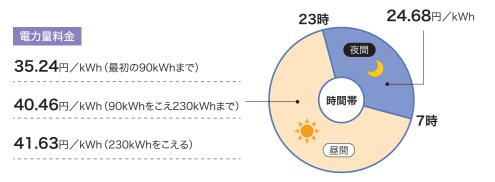
▶**電気料金メニュー・単価表** 電気料金単価(消費税等相当額を含む)を記載しております。

以下の電気料金メニューは、すでに新規ご 加入を停止しているため、現行の電気料金 メニューから、本紙掲載の電気料金メニュー への変更や割引プランの変更はできません。

エルフナイト8

夜間の電気ご使用量が多いご家庭向き

| 基本料金 | 区 分 | 単 位 | 料金単価 |
|------|------------------|------|-----------|
| | 6kVA以下の場合 | 1契約 | 1,573.00円 |
| | 6kVAをこえ10kVAまで | 1契約 | 2,255.00円 |
| | 10kVAをこえる1kVAにつき | 1kVA | 302.50円 |



▶電気料金の計算方法

本料金プランにおいては、燃料費調整単価の変動幅に上限がありませんので、燃料価格が著しく高騰した場合には、それに伴い燃料費調整額が高くなる 可能性があります。

+

・燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当社ホームページでご確認ください。

電気料金

基本料金

電力量料金

ご使用量(kWh)×単価

燃料費調整額

ご使用量 (kWh) × 燃料費調整単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金

ご使用量(kWh)×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

○エルフナイト8のご契約にあたっての主な重要事項

電気のご使用量等のお知らせ方法および紙面発行手数料について

- ·電気のご使用量等は、「当社会員サイト(ほくリンク)」にてお知らせいたします。
- ・毎月の電気料金を口座振替またはクレジットカードでお支払いのお客さまで、紙面によるお知らせをご希望の場合、右記からお申し込みください。なお、発 行手数料(110円/通)(税込)をご負担いただきます。発行手数料については、翌月分の電気料金に加算して請求いたします。

 \pm

契約振込票(振込用紙)について

- ・振込用紙でのお支払いをご希望のお客さまについては、発行手数料(220円/通)(税込)をご負担いただきます。発行手数料については、翌月分の電気料金 に加算して請求いたします。
- ・毎月の電気料金のお支払いについては、費用のご負担のない口座振替またはクレジットカードでのお支払いをお勧めしております。

ご契約期間について

・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)の末日までといたします。 なお、お客さまから特段のお申し出がない場合、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続させていただきますので、お手続きは不要です。 詳細は、裏面をご確認ください。

その他

・「当社会員サイト(ほくリンク)」にご登録いただくと、電気料金に応じてポイントが貯まる「電気deポイントプラス」にご加入(別途お申込みが必要です)

いただけます。

おトクで便利な北陸電力会員サー



電気料金の支払いでポイン

電気 de ポイントプラス

<主なサービス>

- ●便利なほくリンクアプリ「リクプリ」 電気料金や貯まったポイントが一目でわかる! 貯まったポイントはラクラク交換!お買い物時の割引にも使える! あらかじめお知らせした日時の節電ポイントが貯まる!
- ●ほくリンクポイント

電気料金のお支払いやキャンペーン参加などでポイントが貯まる!



//// 北陸電力株式会社

小売電気事業者登録番号A0271 富山市牛島町15番1号 https://www.rikuden.co.jp

- ●申込み・その他のお問い合わせ 0120-776453(月~金/9時~17時 祝日・年末年始を除く)
- ●「ほくリンク」に関するお問い合わせ **0120-896950**(月~金/9時~18時 祝日·年末年始を除く)
- ●停電・電気の設備(電柱・電線など)に関するお問い合わせ

北陸電力送配電 **0120-837119**(月~金/9時~17時 祝日·年末年始を除く)

お申し込みはこちら

電気料金のお支払い 方法はこちら

ご契約の申込み等について

1. ご契約の申込み (新規・変更・廃止)

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を 希望される場合は、あらかじめ、低圧特別約款(基本契約要綱)(以下「要綱」 といいます。) および低圧特別約款(料金表)(以下「料金表」といいます。)を 承認し、かつ、富山県、石川県、福井県(一部を除きます。)、岐阜県の一部を供 給区域とする一般送配電事業者および配電事業者(以下「当該一般送配電事 業者等」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件(以 下「託送供給等約款等」といいます。) における需要者に関する事項を遵守す ることを承諾のうえ、当社所定の様式により申込みを受け付けることがあ ります。
- (2) 需給契約を変更する場合、当社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付(以下「書面の交付」といいます。)に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等(以下「電磁的方法」といいます。)によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- (3) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。

2. ご契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、当社と 当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむを えない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、 当社は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあり ます。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って、お客さままたは当社のいずれからも需給契約の変更や廃止の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、当社のホームページに掲示する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。また、契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- (4) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(2) および(3) にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

3. 当社からの申出による契約の解約等

- (1) お客さまが要綱の定めに該当する場合には、当社は、そのお客さまの需給契約を解約することがあります。なお、この場合、当社は、解約の15日前までにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、当社に上記1(3)の通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合は、当該一般送配電事業者等が 需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといた します。

契約電力および使用電力量について

4 契約容量

エルフナイト8の契約容量は、原則として、あらかじめ設定していただいた契約主開閉器の定格電流にもとづき、要綱に定める算定方法により算定された値といたします。

5.検針日および使用電力量の計量

- (1)検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日に、当該一般送配電事業者等が各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、あらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2)使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日の電力量計の読みと前月の検針日の電力量計の読みの差引きにより算定いたします。なお、計量器の故障等により使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまと当社との協議により定めます。
- (3)(2)にかかわらず、記録型計量器により使用電力量を30分単位で計量する場合があります。この場合、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。

料金のご請求について

6.料金の算定

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始した場合は開始日から直後の検針日の前日まで、需給契約が消滅した場合は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更があった場合の料金は、日割計算をいたします。

7.料金の支払義務、支払期日および延滞利息

(1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生いたします。また、料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とし、支払期日までに支払っていただきます。

(2) お客さまが、料金を支払期日経過後に支払われた場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて、年10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は延滞利息を申し受けません。

8.料金その他のお支払方法

料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて、「口座振替支払」「クレジットカード支払」「振込用紙支払」によりお支払いいただきます。工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて、お支払いいただきます。

工事に関する費用負担等について

9. 工事費等の負担金

当社は、当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または 実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工 事費負担金等相当額として、工事着手前に申し受けます。

10. ご契約の廃止・変更にともなう料金等の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金等をお客さまに精算していただく場合があります。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

お客さまのご協力

11.電気の使用にともなうお客さまのご協力

お客さまの電気の使用が、託送供給等約款等に定める原因で他の電気の使用 者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該 一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、 もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調 整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当該一般送 配電事業者等がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当該一般 送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これ により電気を使用していただきます。

12. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般送配電事業者等(当社または当該一般送配電事業者等が委託した業者を含みます。)は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器 等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工、改修 または検査
- (2) 要綱にもとづき必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、 契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは 検査または電気の使用用途の確認
- (4)計量器の検針または計量値の確認
- (5)要綱の定めによる電気の供給の停止、需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (6) その他要綱および料金表により、需給契約の成立、変更もしくは終了等に 必要な業務または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安 の確認に必要な業務

その他

13.供給電圧および周波数

供給電圧は標準電圧 100V または 200V、周波数は標準周波数 60Hz といたします。

14. 違約金および設備の賠償

- (1) 要綱の定めに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、要綱および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

15.信用情報の共有

お客さまが、要綱および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

16.その他

- (1)上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。
- (2) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、要綱および料金表を変更することがあります。この場合には、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は、変更後の要綱および料金表によります。
- (3) この要綱および料金表を変更する場合は、当社は、変更前は、要綱および料金表の変更内容を、変更後は、要綱および料金表の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。